官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**七一）　一
○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令（**文部科学**二四）　二
○農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四一）　四
〔**法規的告示**〕
○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（**厚生労働**二二六）　四
〔**その他告示**〕
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六三九、六四二）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**六四〇、六四一）　六
○直轄砂防工事を施行する件（**同**六四三）　六
〔**国会事項**〕
〔**人事異動**〕
最高裁判所　六
〔**皇室事項**〕　六
〔**官庁報告**〕
官庁事項
貸金業法第二十四条の四十一の規定による株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸからの届出に関する公示（金融庁）　六
法　務
公証人任免（法務省）　六
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　六
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
登録政治資金監査人登録・登録抹消・証票亡失関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　七

省令

○総務省令第七十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和八年デジタル庁・総務省令第六号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十六日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第十八号の総務省令で定める事務）	（法別表第十八号の総務省令で定める事務）
第十八条　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第十八条**　［同上］
一～十　略	［一～十　同上］
十一　個人番号カード等省令第十七条の二第一項（同条第五項又は第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項（同条第五項、第六項又は第八項において準用する場合を含む。）の規定による提出を受けること若しくは旅券（効力を失っているものを含む。）の提示の確認、同条第三項（同条第五項、第六項又は第八項において準用する場合を含む。）の規定による記載等若しくは返還、同条第四項の規定による措置を講じること又は同条第七項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査	［新設］
十二　個人番号カード等省令第十八条の規定による記載等	十一　［同上］
十三　［略］	十二　［同上］
十四　［略］	

十五　個人番号カード等省令第二十八条第一項の規定による求めの受理、その求めに係る事実についての審査若しくはその求めに係る再交付（同条第五項の規定によるローマ字氏名の記載等を行った個人番号カードの再交付を含む。）又は同条第二項若しくは第六項の規定により返納される個人番号カードの受領	十三　個人番号カード等省令第二十八条第一項の規定による求めの受理、その求めに係る事実についての審査若しくはその求めに係る再交付又は同条第二項若しくは第五項の規定により返納される個人番号カードの受領
十六　個人番号カード等省令第二十九条第一項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査、同条第二項前段の規定による交付を受けようとする者が現に有する個人番号カードの受領若しくは新たな個人番号カードの交付又は同条同項後段の規定による記載等	［新設］
十七　［略］	十四　［同上］
十八　個人番号カード等省令第三十三条第一項ただし書の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは設定、同条第二項から第六項までの規定による届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査、同条第四項から第六項までの規定による設定又は同条第九項の規定による提出を受けること、変更若しくは返還	十五　個人番号カード等省令第三十三条第二項から第六項までに規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査、同条第四項から第六項までの規定による設定又は同条第九項の規定による提出を受けること、変更若しくは返還
十九　［略］	十六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。

○文部科学省令第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十六条ただし書（同法第百六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十六日

文部科学大臣　松本　洋平

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（滅失又はき損の届出を要しない場合）	（滅失又はき損の届出を要しない場合）
第四条　法第百三十六条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。	**第四条**　法第百三十六条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。
一　［略］	一　［同上］
二　道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、認定鉄塔等提供事業（同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。）	二　道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。）
三・四　［略］	三・四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年五月二十七日から施行する。

○農林水産省令第四十一号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農地の転用の制限の例外）	（農地の転用の制限の例外）
第二十九条　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第二十九条**　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一～十六　（略）	一～十六　（略）
十七　認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設若しくはこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため又は電気通信事業法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者（第五十三条第十五号において「認定鉄塔等提供事業者」という。）が電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十四条の二第一項各号に掲げる工作物（以下この号及び第五十三条第十五号において「鉄塔等」という。）若しくは鉄塔等を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合	十七　認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合
十八～二十一　（略）	十八～二十一　（略）
（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）	（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）
第五十三条　法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第五十三条**　法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一～十四　（略）	一～十四　（略）
十五　認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設若しくはこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため又は認定鉄塔等提供事業者が鉄塔等若しくは鉄塔等を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合	十五　認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
十六～二十　（略）	十六～二十　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）
第四条の五　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。	**第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～二十　（略）	一～二十　（略）
二十一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業の用に供する空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又は同法による認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔	二十一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業の用に供する空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設
二十二～二十八　（略）	二十二～二十八　（略）
2　（略）	2　（略）
（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）	（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）
第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第三十七条**　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～二十四　（略）	一～二十四　（略）
二十五　電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又は同法による認定鉄塔等提供事業の用に供する電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十四条の二第一項各号に掲げる工作物の設置又は管理に係る行為	二十五　電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設の設置又は管理に係る行為
二十六～三十一　（略）	二十六～三十一　（略）

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百二十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十五項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第４　法第６条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 １～27　（略） 28　フラビウイルス属デングウイルス１型 03135ＰＤＫ15Ｖ３株 29　フラビウイルス属デングウイルス２型 99345ＰＤＫ25株 30～33　（略） 34　フラビウイルス属デングウイルス３型 16562ＰＧＭＫ30ＰＤＫ４株 35　フラビウイルス属デングウイルス４型 1036ＰＤＫ40株 36　（略）	第４　法第６条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 １～27　（略） （新設） 28～31　（略） （新設） （新設） 32　（略）

その他告示

○国土交通省告示第六百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大迫川四

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県中津市本耶馬渓町曽木

字ヒイノキノ一　一三〇四番　一号及び十二号

一三〇二番　二号

一三〇六番　八号から十号まで

字ヒイノキノ二　一三〇八番二　三号

一三一〇番　四号

一三〇九番　五号

一三一一番　六号及び七号

一三〇七番　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水取川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県中津市本耶馬渓町跡田

字峯ノ下　四四七番　一号及び二十七号

四三八番一　二号

四三九番一　二十六号

字小田尾　二九八番　三号及び二十五号

二九九番　四号

三〇七番　五号

三〇六番　六号

三三〇番　七号

三三一番一　八号及び十九号から二十一号まで

三三六番　九号

三四五番　十号

三三五番　十三号及び十四号

三三一番二　十八号

三二八番二　二十二号

三二七番　二十三号

三二二番　二十四号

字峯ノ平　三四七番　十一号

三五六番　十二号

三五三番　十五号及び十六号

三四八番　十七号

○国土交通省告示第六百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

五福谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十一号までを順次結んだ線、標柱八十一号から八十三号までを令和五年国土交通省告示第十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八十三号から百十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町

字和田西　一番五　一号

一番三　二号から七号まで

地先道路敷　八号から十三号まで

八番一一八　十五号から十七号まで

八番一一六　十四号

二四番二　十八号及び十九号

字向原　二〇番六　二十号から二十九号まで

一九番二　二十一号

一七番四　二十二号及び三十三号

一五番九　三十四号及び三十五号

一四番八　三十六号及び三十七号

一番一四　三十八号

一〇番四　三十九号から四十一号まで

字牛子　九番一　四十二号から四十五号まで

九番五　四十六号

一番一三　四十七号から五十号まで

一番一二　五十一号から五十三号まで

六一番二　百三号及び百四号

五九番一　百五号

五五番　百六号

五二番一　百七号

四二番三　百十三号及び百十四号

三六番五　百十五号から百十七号まで

三八番六　百十八号及び百十九号

一〇三番二　五十四号から六十七号まで

八四番三　六十八号及び六十九号

八四番一　七十号から七十四号まで

九二番四　七十五号から七十七号まで

九三番五　七十八号から八十二号まで

八〇番一　八十三号から八十六号まで

八〇番一三
八三番二
六九番三
六五番五
六一番四
五三番六
四〇番三
三九番九
八六番四
七八番一
七七番三
六四番三
字五福谷

八十七号
八十八号及び八十九号
九十号
九十一号
九十二号及び九十三号
九十四号から九十七号まで
九十八号及び九十九号
百号及び百一号
百二号
百八号
百九号
百十号から百十二号まで

○国土交通省告示第六百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯沢東沢―2

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県岩船郡関川村大字湯沢の区域内の土地のうち、次の一点から四十六点までを順次結んだ線及び一点と四十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°05′39.0601″	139°34′49.8485″
2	38°05′39.0197″	139°34′49.5705″
3	38°05′38.9681″	139°34′49.2160″
4	38°05′38.9391″	139°34′49.0755″
5	38°05′38.8891″	139°34′48.8330″
6	38°05′38.9700″	139°34′48.7864″
7	38°05′39.4214″	139°34′49.0876″
8	38°05′39.9416″	139°34′49.4346″
9	38°05′40.9540″	139°34′50.1099″
10	38°05′41.1774″	139°34′49.5585″
11	38°05′41.7052″	139°34′49.8568″
12	38°05′41.6701″	139°34′49.9613″
13	38°05′42.0402″	139°34′50.1725″
14	38°05′42.6853″	139°34′50.5398″
15	38°05′42.3891″	139°34′51.4314″
16	38°05′43.1598″	139°34′52.1812″
17	38°05′42.9102″	139°34′52.5672″
18	38°05′42.5601″	139°34′53.3287″
19	38°05′42.5846″	139°34′53.4600″
20	38°05′42.6114″	139°34′53.6032″
21	38°05′42.4861″	139°34′53.7922″
22	38°05′42.1473″	139°34′54.4825″
23	38°05′42.2557″	139°34′55.0661″
24	38°05′42.7058″	139°34′55.9568″
25	38°05′43.1296″	139°34′56.5737″
26	38°05′43.5015″	139°34′57.0430″
27	38°05′43.2396″	139°34′57.0621″
28	38°05′42.3229″	139°34′56.8615″
29	38°05′41.6242″	139°34′55.5810″
30	38°05′41.4996″	139°34′55.4789″
31	38°05′41.3326″	139°34′55.2450″
32	38°05′41.2186″	139°34′55.0616″
33	38°05′40.8378″	139°34′54.9781″
34	38°05′39.9251″	139°34′54.8181″
35	38°05′39.9186″	139°34′54.5072″
36	38°05′39.9247″	139°34′54.2027″
37	38°05′39.9435″	139°34′53.9889″
38	38°05′39.9887″	139°34′53.4728″
39	38°05′38.6501″	139°34′53.2182″
40	38°05′38.5691″	139°34′53.1763″
41	38°05′37.9662″	139°34′52.2452″
42	38°05′38.1860″	139°34′52.0698″
43	38°05′38.2660″	139°34′51.7165″
44	38°05′38.2471″	139°34′50.6881″
45	38°05′38.2731″	139°34′50.4247″
46	38°05′39.1246″	139°34′50.6335″

○国土交通省告示第六百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

権九郎沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県松本市奈川の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百五十号で指定した境川の土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°02′11.2545″	137°42′28.9915″
2	36°02′11.0313″	137°42′29.1613″
3	36°02′10.5550″	137°42′28.5827″
4	36°02′10.1308″	137°42′27.3623″
5	36°02′10.3232″	137°42′26.5742″
6	36°02′09.6440″	137°42′26.0789″
7	36°02′09.1494″	137°42′25.0761″
8	36°02′08.0651″	137°41′44.5062″
9	36°02′07.3701″	137°42′23.6316″
10	36°02′07.0281″	137°42′23.5022″
11	36°02′07.0585″	137°42′23.3709″
12	36°02′07.4285″	137°42′23.3559″
13	36°02′07.8499″	137°42′23.5411″
14	36°02′08.3618″	137°42′23.8872″
15	36°02′09.4763″	137°42′24.6823″
16	36°02′10.1720″	137°42′25.5495″
17	36°02′10.7856″	137°42′25.7987″
18	36°02′11.0161″	137°42′25.5241″
19	36°02′11.4346″	137°42′25.3904″
20	36°02′12.3729″	137°42′25.5093″
21	36°02′12.9180″	137°42′24.8956″
22	36°02′13.1585″	137°42′24.8017″
23	36°02′13.5299″	137°42′24.9906″
24	36°02′14.6443″	137°42′23.8741″
25	36°02′15.4442″	137°42′23.3016″
26	36°02′15.6006″	137°42′23.6158″
27	36°02′15.8235″	137°42′23.5620″
28	36°02′16.0475″	137°42′23.7478″
29	36°02′15.6808″	137°42′24.7851″
30	36°02′14.0431″	137°42′25.4620″
31	36°02′13.5884″	137°42′26.2519″
32	36°02′13.4063″	137°42′27.2147″
33	36°02′13.2201″	137°42′27.7984″
34	36°02′12.8877″	137°42′28.3043″
35	36°02′12.1073″	137°42′28.8722″
36	36°02′11.7430″	137°42′28.9241″

○国土交通省告示第六百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　権九郎沢

長野県松本市奈川の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十八年国土交通省告示第四百二十九号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36° 02′ 11.2545″	137° 42′ 28.9915″
2	36° 02′ 11.0313″	137° 42′ 29.1613″
3	36° 02′ 10.5550″	137° 42′ 28.5827″
4	36° 02′ 10.1308″	137° 42′ 27.3623″
5	36° 02′ 10.3232″	137° 42′ 26.5742″
6	36° 02′ 09.6440″	137° 42′ 26.0789″
7	36° 02′ 09.1494″	137° 42′ 25.0761″
8	36° 02′ 08.0651″	137° 41′ 44.5062″
9	36° 02′ 07.3701″	137° 42′ 23.6316″
10	36° 02′ 07.0281″	137° 42′ 23.5022″
11	36° 02′ 07.0585″	137° 42′ 23.3709″
12	36° 02′ 07.4285″	137° 42′ 23.3559″
13	36° 02′ 07.8499″	137° 42′ 23.5411″
14	36° 02′ 08.3618″	137° 42′ 23.8872″
15	36° 02′ 09.4763″	137° 42′ 24.6823″
16	36° 02′ 10.1720″	137° 42′ 25.5495″
17	36° 02′ 10.7856″	137° 42′ 25.7987″
18	36° 02′ 11.0161″	137° 42′ 25.5241″
19	36° 02′ 11.4346″	137° 42′ 25.3904″
20	36° 02′ 12.3729″	137° 42′ 25.5093″
21	36° 02′ 12.9180″	137° 42′ 24.8956″
22	36° 02′ 13.1585″	137° 42′ 24.8017″
23	36° 02′ 13.5299″	137° 42′ 24.9906″
24	36° 02′ 14.6443″	137° 42′ 23.8741″
25	36° 02′ 15.4442″	137° 42′ 23.3016″
26	36° 02′ 15.6006″	137° 42′ 23.6158″
27	36° 02′ 15.8235″	137° 42′ 23.5620″
28	36° 02′ 16.0475″	137° 42′ 23.7478″
29	36° 02′ 15.6808″	137° 42′ 24.7851″
30	36° 02′ 14.0431″	137° 42′ 25.4620″
31	36° 02′ 13.5884″	137° 42′ 26.2519″
32	36° 02′ 13.4063″	137° 42′ 27.2147″
33	36° 02′ 13.2201″	137° 42′ 27.7984″
34	36° 02′ 12.8877″	137° 42′ 28.3043″
35	36° 02′ 12.1073″	137° 42′ 28.8722″
36	36° 02′ 11.7430″	137° 42′ 28.9241″

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月二十二日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

答弁書受領

五月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辰巳孝太郎提出在日米軍基地から排出されたＰＣＢ含有機器の処理と「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」改正案に関する質問に対する答弁書

参議院

議案付託

五月二十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防災庁設置法案（閣法第一三号）

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一四号）

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会に付託

議決通知

五月二十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書提出

五月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五〇号）

答弁書受領

五月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出ＤＶを理由とする離婚に関する質問に対する答弁書（第四三号）

報告書提出

五月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三七号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

五月二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　友近　仁洸

大分地方裁判所判事補に補する

兼ねて大分家庭裁判所判事補に補する

大分簡易裁判所判事に補する（五月二十日）

千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事　中村　大樹

静岡地方裁判所判事補に補する

静岡地方裁判所浜松支部勤務を命ずる

兼ねて静岡家庭裁判所判事補に補する

静岡家庭裁判所浜松支部勤務を命ずる

浜松簡易裁判所判事に補する（五月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ヨルダンの独立記念日につき、五月二十二日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の四十一の規定により、株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸより届出があったので、第二十四条の五十第二号の規定により公示する。

令和八年五月二十六日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の者が令和８年４月１日付で、取締役を退任した。

役職	氏名
取締役	土屋　徹

次の者が令和８年４月１日付で、取締役に就任した。

役職	氏名
取締役	村田　剛

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人芦澤政治は願により公証人を免ぜられた。

市川太志は公証人に任命され、東京法務局所属公証人芦澤政治の後任を命ぜられた。（以上五月十八日）（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年五月十一日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域	申請を行った者の名称	測量及び調査を行った者の名称
一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	鈴鹿市庄野町字御領田の一部、字倉町の一部、加佐登町字王子田の一部	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所
一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	鈴鹿市弓削町字須田の一部、字寺田の一部、字北浦の一部、平田町字椋木の一部	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所
一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	鈴鹿市津賀町字池ノ坪の一部、字東条の一部	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所

公　告

諸　事　項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年五月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六三九七	八、三、一三	竹田　剛一
六三九八	八、三、一三	永瀬慎太郎
六三九九	八、三、一三	法師人　昇
六四〇〇	八、三、一三	倉重　徹義
六四〇一	八、三、一三	桶谷　洋幸
六四〇二	八、三、一三	菅沼　篤志
六四〇三	八、三、一三	増田　雄二
六四〇四	八、三、一三	吉田　浩史
六四〇五	八、三、二七	片山　卓
六四〇六	八、三、二七	細川　恒義
六四〇七	八、三、二七	齊藤栄太郎
六四〇八	八、三、二七	中内　紀和
六四〇九	八、三、二七	横田　宏
六四一〇	八、三、二七	岡田　圭一

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年五月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
九五四	井口　正	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一三四	櫻井喜久司	八、三、二七	本人からの申請
一八三〇	家子　甲伸	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二四九九	武田　雄治	八、三、一三	本人からの申請
二五〇三	青山　三郎	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二五五一	朝長　雅寛	七、九、一〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二五五八	田中　敏智	八、三、二七	本人からの申請
二六〇二	浦野　秀義	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二七六七	藤田　納	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二九八七	池田　佳道	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二五三	廣川　智子	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五四〇	草深　英夫	七、九、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四四一七	山下　聡	八、三、一三	本人からの申請
四四三八	松村　保則	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年五月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一一四六	吉澤　孝明	八五五三	七、一二、三一

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第101号
茨城県水戸市千波町1853番地１
清算株式会社　株式会社プロスパー
代表清算人　本田　真人
１　決定年月日　令和８年５月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第４号
宮崎市丸山二丁目６７番地
清算株式会社　岩下産業株式会社
代表清算人　平尾豊顕
１　決定年月日　令和８年５月１１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

令和８年（ヒ）第２０１８号
東京都渋谷区道玄坂１丁目15番３号　プリメーラ道玄坂418号室
清算株式会社　株式会社ＰＲＥＷＡＮ
代表清算人　廣田　昌平
１　決定年月日　令和８年５月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１号
愛媛県松山市西垣生町1184番地６
清算株式会社　株式会社ファミリーケア
代表清算人　西原　温子
１　決定年月日　令和８年５月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第１００６号
名古屋市熱田区沢上１丁目２番１２号
清算株式会社　株式会社ハウジングアート
代表清算人　丹羽圭樹（木全圭樹）
１　決定年月日　令和８年５月１１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２号
宮崎市大字内海字園田７４８１番地４１
清算株式会社　株式会社ＲＥＤＢＡＹ
１　決定年月日　令和８年５月１１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所

令和７年（ヒ）第２０９６号
東京都豊島区要町３丁目２番４号
清算株式会社　株式会社ジョイスル
１　決定年月日　令和８年５月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.haseko.co.jp/ha/ir/groupannounce.html

（乙）https://www.haseko.co.jp/ha/ir/groupannounce.html

令和八年五月二十六日

東京都港区芝三丁目八番二号

（甲）株式会社長谷エライブネット

代表取締役　松田　隆幸

東京都港区芝二丁目三一番一九号

（乙）株式会社ジョイント・プロパティ

代表取締役　伊香賀俊也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月七日

掲載頁　五十八頁（号外第八十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月七日

掲載頁　五十九頁（号外第八十二号）

令和八年五月二十六日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）株式会社コミュニティメディカル

代表取締役　竹中　孝行

神奈川県川崎市中原区新城二丁目五番九号

（乙）株式会社新城ファーマシー

代表取締役　竹中　孝行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　五十六頁（号外第九十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　五十七頁（号外第八十一号）

令和八年五月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（甲）ＭＣＰパートナーズ株式会社

代表取締役　佐藤　正秀

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（乙）ＭＣＰキャピタル株式会社

代表取締役　佐藤　正秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.donki.com/b/ir/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十八頁（号外第九十号）

令和八年五月二十六日

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

（甲）株式会社ドン・キホーテ

代表取締役　鈴木　康介

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

（乙）株式会社スカイグリーン

代表取締役　石井　祐司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至三五の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至三五は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　四頁

（乙一）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙二）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙三）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙四）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙五）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙六）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙七）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙八）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙九）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）

（乙一〇）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）
（乙一一）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十五頁（号外第一〇一号）
（乙一二）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙一三）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙一四）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙一五）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙一六）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙一七）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙一八）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙一九）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙二〇）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙二一）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙二二）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙二三）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇一号）
（乙二四）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙二五）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）

（乙二六）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙二七）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙二八）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙二九）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙三〇）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙三一）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙三二）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙三三）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙三四）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）
（乙三五）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一〇一号）

令和八年五月二十六日
東京都港区東新橋二丁目一四番一号
（甲）株式会社リノベミクニ
代表取締役　松本　淳
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一）株式会社ＭａｍＳｉｘ
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二）株式会社ＭａｍＳｅｖｅｎ
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙三）株式会社ＭａｍＥｉｇｈｔ
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙四）株式会社ＭａｍＥｌｅｖｅｎ
代表取締役　坪井　邦夫

東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙五）株式会社ＭａｍＴｗｅｌｖｅ
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙六）株式会社Ｍａｍ１３
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙七）株式会社Ｍａｍ１４
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙八）株式会社Ｍａｍ１５
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙九）株式会社Ｍａｍ１６
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一〇）株式会社Ｍａｍ１７
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一一）株式会社Ｍａｍ１８
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一二）株式会社Ｍａｍ１９
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一三）株式会社Ｍａｍ２０
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一四）株式会社Ｍａｍ２１
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一五）株式会社Ｍａｍ２２
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一六）株式会社Ｍａｍ２３
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一七）株式会社Ｍａｍ２４
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一八）株式会社Ｍａｍ２５
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙一九）株式会社Ｍａｍ２６
代表取締役　坪井　邦夫

東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二〇）株式会社Ｍａｍ２７
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二一）株式会社Ｍａｍ２８
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二二）株式会社Ｍａｍ２９
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二三）株式会社Ｍａｍ３０
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二四）株式会社Ｍａｍ３１
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二五）株式会社Ｍａｍ３２
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二六）株式会社Ｍａｍ３３
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二七）株式会社Ｍａｍ３４
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二八）株式会社Ｍａｍ３５
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙二九）株式会社Ｍａｍ３６
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙三〇）株式会社Ｍａｍ３７
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙三一）株式会社Ｍａｍ３８
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙三二）株式会社Ｍａｍ３９
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙三三）株式会社Ｍａｍ４０
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙三四）株式会社Ｍａｍ４１
代表取締役　坪井　邦夫
東京都渋谷区代々木二丁目一三番四号
（乙三五）株式会社Ｍａｍ４２
代表取締役　坪井　邦夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://ir.bitkey.co.jp/e-public-notice/

（乙）https://corporate.palette.co.jp/company/

令和八年五月二十六日

東京都中央区京橋三丁目一番一号九階

（甲）株式会社ビットキー

代表取締役　寶槻　昌則

東京都中央区京橋三丁目一番一号九階

（乙）パレットクラウド株式会社

代表取締役　城野　公臣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.cellsource.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十日

掲載頁　一五八頁（号外第三十六号）

令和八年五月二十六日

東京都渋谷区渋谷一丁目二三番二一号

（甲）セルソース株式会社

代表取締役　山川　雅之

東京都渋谷区渋谷一丁目二三番二一号

（乙）ハイブリッドメディカル株式会社

代表取締役　四元　誠

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両法人の評議員会の承認決議は令和八年五月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://cul-toyota.or.jp/

（乙）https://www.tia.toyota.aichi.jp

令和八年五月二十六日

愛知県豊田市小坂町十二丁目一〇〇番地

（豊田市民文化会館内）

（甲）公益財団法人豊田市文化振興財団

代表理事　豊田　彬子

愛知県豊田市小坂本町一丁目二五番地

（乙）公益財団法人豊田市国際交流協会

代表理事　佐伯　英恵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十六日

掲載頁　七十六頁（号外第二〇七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三日

掲載頁　一五四頁（号外第一九九号）

令和八年五月二十六日

兵庫県淡路市野島大川七〇

（甲）株式会社パソナ古酒蔵

代表取締役　安村　亮彦

兵庫県淡路市野島大川七〇

（乙）株式会社匠創生

代表取締役　安村　亮彦

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示情報は次のとおりです。

（甲）掲載紙　山陰中央新報

掲載の日付　令和八年五月十六日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　山陰中央新報

掲載の日付　令和八年五月十六日

掲載頁　二頁

令和八年五月二十六日

島根県浜田市黒川町一四二番地五

（甲）三櫻酒造株式会社

代表取締役　宇津　洋一

島根県浜田市黒川町一四二番地五

（乙）株式会社桜商会

代表取締役　宇津　洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月七日

掲載頁　一一九頁（号外第一〇二号）

令和八年五月二十六日

福岡市東区松島三丁目二三番四五号

（甲）株式会社大濱組

代表取締役　宮迫　徹

福岡市東区松島三丁目二三番四五号

（乙）株式会社おおはまファーム

代表取締役　大濱　鉄也

合併公告

左記会社は合併して（一）は（二）乃至（十四）の権利義務全部を承継して存続し（二）乃至（十四）は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（一）乃至（十三）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十六日

掲載頁　十一頁

令和八年五月二十六日

沖縄県八重山郡竹富町字竹富一九五五番地

（一）株式会社星野リゾート・マネジメント　代表取締役　的場　健生

京都市南区西九条蔵王町一一番地六

（二）株式会社京都九条ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

京都市東山区四条通大和大路東入祇園町北側二八八番地

（三）株式会社京都祇園ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町四三四番地一

（四）株式会社京都三条ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

熊本県熊本市中央区手取本町五番一号

（五）株式会社熊本ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

東京都品川区西五反田八丁目四番一三号

（六）株式会社五反田ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

東京都港区赤坂四丁目三番二号

（七）株式会社赤坂ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

北海道小樽市色内一丁目六番三一号

（八）小樽ホテルマネジメント株式会社　代表取締役　的場　健生

東京都台東区花川戸一丁目一五番五号

（九）株式会社花川戸ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

大阪市浪速区恵美須西三丁目一六番三〇号

（十）株式会社ミナミホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

高知市九反田九番一五号

（十一）株式会社高知ホテルマネジメント　代表取締役　的場　健生

沖縄県那覇市松山一丁目三番一六号

（十二）株式会社ＨＲＢＯ　代表取締役　的場　健生

沖縄県那覇市松山二丁目一七番一七号

（十三）株式会社那覇松山ホテルマネージメント　代表取締役　的場　健生

大阪市西区靭本町一丁目七番七号

（十四）大阪ホテルマネージメント合同会社　代表社員　株式会社星野リゾート　職務執行者　的場　健生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むエレクタ製放射線治療装置および関連する腫瘍情報ソリューションソフトウエアに関する据付、保守その他のサービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　八十九頁（号外第十八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十六日
掲載頁　六十三頁（号外第七十号）

令和八年五月二十六日
東京都港区芝浦三丁目九番一号
（甲）エレクタ株式会社
代表取締役　有岡　広紀

栃木県大田原市下石上一三八五番地
（乙）キヤノンメディカルシステムズ株式会社
代表取締役　堀　雄彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のふるさと応援納税事業及びプレミアム商品券事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://dmc-aizu.co.jp/publicnotice/

令和八年五月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）株式会社ＤｍｃＭＣソリューションズ　代表取締役　遠藤　昭二

福島県耶麻郡猪苗代町字葉山七一〇五番地
（乙）株式会社ＤＭＣａｉｚｕ
代表取締役　遠藤　昭二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のプロパティマネジメント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十一日
掲載頁　五十九頁（号外第九十三号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月八日
掲載頁　十三頁

令和八年五月二十六日
東京都中央区日本橋本石町三丁目二番六号
（甲）株式会社ワールドライフパートナー
代表取締役　石渡　逆

東京都港区東新橋二丁目一四番一号
（乙）株式会社ワールドレジデンシャル
代表取締役　柴山　良成

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社プリンシパルホーム（乙、住所東京都町田市金森三丁目二三番一一号）の資産管理事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年五月十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月七日
掲載頁　一一七頁（号外第一〇二号）

令和八年五月二十六日
東京都町田市金森三丁目二三番一一号
株式会社武相地所
代表取締役　玉井　圭

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社パソナＨＲ　ＨＵＢ（乙、住所兵庫県淡路市久留麻七二）のダイバーシティ推進チームが行う事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　六十二頁（号外第二三〇号）

令和八年五月二十六日
東京都港区南青山三丁目一番三〇号
株式会社パソナハートフルウエスト
代表取締役　有村　明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む内部監査室、経営企画本部、人事総務本部及び財務経理本部が所管する管理事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一六頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和八年五月二十六日
神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番地
ミューザ川崎セントラルタワー一二階
（甲）ＦＩＣＴホールディングス株式会社
代表取締役　加笠研一郎

長野県長野市大字北尾張部三六番地
（乙）ＦＩＣＴ株式会社
代表取締役　雨宮　隆久

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社地方創生（乙、住所東京都港区南青山三丁目一番三〇号）が行うＩＮＵＴＯ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二〇九頁（号外第一六九号）

令和八年五月二十六日
兵庫県淡路市野島常盤一〇四二
株式会社ＰＡＳＯＮＡ　ＮＡＴＩＶＥ　Ｄｅｓｉｇｎ　代表取締役　上原　正義

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ダーウィン（住所、東京都品川区西五反田七丁目六番五号）に対して当社の礼服喪服レンタル事業及び資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十五日
掲載頁　四頁

令和八年五月二十六日
東京都品川区西五反田四丁目一番二号
株式会社ダーウィン
代表取締役　晴山　暢彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社スターグラフ（住所東京都港区虎ノ門一丁目二一番一九号）に対して当社のＷｅｂ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十九日
掲載頁　四頁

令和八年五月二十六日
東京都港区虎ノ門一―二一―一九
株式会社スターラボ
代表取締役　佐々木　卓

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＫアーバンアセット（住所東京都文京区後楽一丁目一番一号）に対して、当社の営む分割計画書記載の不動産の保有、管理及び賃貸事業並びにこれに附帯する事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　十七頁

令和八年五月二十六日

東京都文京区後楽一丁目一番一号

株式会社土金

代表取締役　清水　和雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｔｗｏｌｅｌとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

札幌市白石区北郷二条四丁目二番一七号

合同会社Ｔｗｏｌｅｌ

代表社員　相場　弘輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

千葉県柏市大島田六二〇番地一エスポワールＢ―一〇三号

ＹＬＩ合同会社

代表社員　泉川　夏美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はアンコールビジネスパートナーズ株式会社とします。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年五月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

東京都大田区東馬込一丁目二三番一七―五〇四号

アンコールビジネスパートナーズ合同会社

代表社員　阿波　善之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

東京都目黒区下目黒一丁目一番一四号コノトラビル七Ｆ

合同会社Ｇｅｎｔｒｉｘ

代表社員　中川　雄斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一一番四〇号一七〇一号室

合同会社ＳＹマネジメント

代表社員　山田　治男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｄｏｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

神奈川県相模原市緑区下九沢一六三五―二八

合同会社ａｒｏ

代表社員　熊谷　祐太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

名古屋市守山区川東山一三〇三番地

合同会社ＳＯＬＯＭＯＮ　ＭＯＴＯＲＳ

代表社員　アンジュム・サジヤード

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目一三番二―九〇一号

合同会社いつくむ

代表社員　筧　英明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十六日

埼玉県羽生市大字藤井上組三八二番地三

有限会社真下自動車整備工場

取締役　真下　久男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百四十八万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://byside.co.jp/financial-results/

令和八年五月二十六日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

Ｂｙｓｉｄｅ株式会社

代表取締役　川畑　勇人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　三頁

令和八年五月二十六日

東京都中央区東日本橋三丁目四番一〇号

リライフメンテホールディングス株式会社

代表取締役　山本　融

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万六千円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号麻布台ヒルズガーデンプラザＢ三階三〇八号室

株式会社地域医療革新機構

代表取締役　杉浦　立尚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千万一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十六日

神奈川県横浜市神奈川区金港町一番地四

株式会社スターワークス

代表取締役　飯田　仁也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　七十三頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十六日

大阪市住吉区万代六丁目一九番一九号

株式会社イムラサンプル

代表取締役　西野　由美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十六日

長崎県佐世保市針尾東町三三五〇番地

有限会社フラワーガーデン長崎

代表取締役　松本　正志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額、利益準備金の額を三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十日

掲載頁　九十二頁（号外第四十九号）

令和八年五月二十六日

愛知県刈谷市東境町唐池四四番地

株式会社今村興産

代表取締役　今村　順

準備金の額の減少公告

当社は、株式交付により増加した資本準備金の額を六十一億四千八百十六万七百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十六日

大阪市北区西天満三丁目七番四号

ＡＳＡＭＩホールディングス株式会社

代表取締役　藤本　和也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億二千九百九十八万三千八百八十円、資本準備金の額を二十億二千九百九十八万三千八百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一一八頁（号外第二五四号）

令和八年五月二十六日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

株式会社Ｓｈｉｚｅｎ　Ｃｏｎｎｅｃｔ

代表取締役　松村　宗和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千四百五十二万一千四百円減少し、その全額を資本準備金とするとともに、資本準備金の額を六千九百三十七万二千八百六円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年六月三十日までに資本金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少し、その全額を資本準備金とすることにより、最終的な資本金の額を二千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月九日

掲載頁　六十頁（号外第二〇三号）

令和八年五月二十六日

東京都中央区八丁堀三丁目五番四号

受発注バスターズ株式会社

代表取締役　川人　寛徳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年五月二十六日

福島県福島市大町四番四号

福島商事株式会社

代表取締役　久家　文寿

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十六日

北海道函館市吉川町七番二〇号

相馬商事株式会社

代表取締役　相馬　康晴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十六日

宮城県黒川郡大郷町川内字南別所二番七

ナーリン株式会社

代表取締役　加藤　宏明

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して発行可能株式総数を三十万株とすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月十五日です。

令和八年五月二十六日

福島県福島市大町四番四号

福島商事株式会社

代表取締役　久家　文寿

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十六日

東京都品川区西五反田二丁目一二番一九号

株式会社品質保証総合研究所

代表取締役　海野　典夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十六日

滋賀県草津市大路一丁目一三番二一号

株式会社押入れ産業京滋

代表取締役　平井　勉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十六日

神戸市灘区浜田町一丁目一番三一号

みづほ電機株式会社

代表取締役　松本　泰興

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を一〇〇株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月十五日です。

令和八年五月二十六日

福島県福島市大町四番四号

福島商事株式会社

代表取締役　久家　文寿

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ラヴォックスホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十六日

東京都板橋区小豆沢一丁目二三番二号

株式会社ラヴォックス

代表取締役　篠　洋平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金吾史郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区本太五丁目一六番七号

Ｔｈｅ　ＰＯＳ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　金吾　史郎

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万三千五百五十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十九日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ａｒｉｅｓ特定目的会社

取締役　福永　隆明

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権の一部を取得することにいたしましたので、会社法第二七三条第二項及び第三項並びに同法第二七四条第三項及び第四項の規定に基づき公告します。

記

一、取得する新株予約権

左記名称の新株予約権中、令和七年八月三十一日から令和八年五月三十一日までの間に当社の従業員の地位を喪失した者が有する新株予約権の全部

新株予約権の名称　第十五回新株予約権、第十六回新株予約権、第十八回新株予約権、第十九回新株予約権、第二十回新株予約権、及び第二十一回新株予約権

二、取得する新株予約権の数　二一、二五九個

三、取得の日　令和八年六月十日

令和八年五月二十六日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一〇番一一号

ファンズ株式会社

代表取締役　藤田雄一郎

任意清算公告

当社は、令和八年五月二十五日をもって解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

岐阜県羽島郡笠松町港町一一番地

合名会社安源商店

代表社員　安田　憲司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し、優先出資千口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を金五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmz2/

令和八年五月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社Tokyo Residence Investment

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十一億七千七百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/11085/11085.html

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ａｒｉｅｓ特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億三千万円（ただし、Ｂ号優先出資について金七億三千万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001481/y3z7/

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001489/44ez/

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・カメリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

取消公告

令和八年三月四日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

令和八年五月二十六日

東京都新宿区新宿一丁目一番一一号

野原グループ株式会社

代表取締役　野原　弘輔

取消公告

令和七年六月二十日掲載の新設分割公告は取消します。

令和八年五月二十六日

東京都大田区大森西一丁目一番五号

大隅化工株式会社

代表取締役　本釜　愛幸

取消公告

令和八年四月二十日（号外第九十二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和八年五月二十六日

大阪市旭区清水二丁目九番一三号ラムール

すみれ二Ｄ号室　（甲）株式会社ＭＡＧ

代表取締役　松本　強

大阪府守口市日向町三番六号

（乙）株式会社ＳＯＬ

代表取締役　松本　強

取消公告

令和八年四月三十日掲載の定款変更につき通知公告は取消します。

令和八年五月二十六日

岡山市北区表町三丁目三番三〇号

株式会社よいきげん

代表取締役　山本　昌平

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日（号外特第十五号）目次欄中（原稿誤り）				
二	三	一六～一四（終りから）	地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する基準に適合する旨を証する書類	地方税法附則第七条の二第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件
令和八年五月八日（号外第百三号）環境省告示第二十四号（補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件の一部を改正する件）（印刷誤り）				
三ページ下段別表補助金等の名称欄中			「廃棄物処理施設整備費補助金」は	「廃棄物処理施設整備費補助金」の誤り。
			「循環型社会形成推進交付金」	「循環型社会形成推進交付金」